

栃木県新型インフルエンザ等医療対策推進委員会設置要綱

第1 目的

この要綱は、新型インフルエンザ等に関する医療対策等を円滑に推進するため、患者の診療や、抗インフルエンザウイルス薬及び新型インフルエンザワクチンの安定供給等についての実務協議を行う栃木県新型インフルエンザ等医療対策推進委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

第2 協議事項

委員会は、県行動計画に定める次の事項について協議する。

- (1) 医療対策に関する事項
- (2) 薬剤対策に関する事項
- (3) その他医療対策等の推進に関し必要な事項

第3 組織

- 1 委員会は、25名以内の委員で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる団体等に所属する者のうちから、知事が委嘱する。
 - (1) 栃木県医師会（感染症対策、学校保健、広報）
 - (2) 栃木県病院協会
 - (3) 県内各郡市医師会
 - (4) 第一種及び第二種感染症指定医療機関（感染症病床）
 - (5) 栃木県薬剤師会
 - (6) 栃木県医薬品卸協会
 - (7) 栃木県看護協会
 - (8) その他知事が必要と認める団体等

第4 任期等

- 1 委員の任期は、3年の範囲内において知事が別に定める期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は栃木県新型コロナウイルス感染症検査体制協議会委員を兼ねるものとする。

第5 委員長

- 1 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

第6 部会

協議事項のうち特定の分野又は特定の地域について協議を行うときは、委員長が指名する委員から組織される部会を設置することができる。

第7 会議

- 1 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員が会議を欠席する場合、当該委員の申し出により代理出席を認めるものとする。

第8 庶務

委員会の庶務は、保健福祉部感染症対策課において行う。

第9 雑則

この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月25日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月11日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月14日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月25日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。